

2019年7月29日

高圧ガスハンドブック第3次改訂版3刷発行について

日本産業・医療ガス協会
保安対策WG

1. 目的

2017年5月発行の第3次改訂2刷以降、高圧ガス保安法令及び基本通達等が一部改正・施行されたことなどから、高圧ガスハンドブックの記載内容に変更が必要となったため改訂を行います。

2. 主な改訂内容

(1) 高圧ガス保安法令の改正に係る主な変更内容

- ① 製造許可等の権限を知事から政令指定都市の長に委譲（法第79条の3） P ii, 145
- ② 耐震構造を必要とする配管について改正（一般則第6条第1項） P182
- ③ 一般複合容器等の充填、移動、貯蔵の基準における改正（一般則第6条第2項） P201, 227, 263
- ④ 省令で定める軽微な変更の工事の改正（一般則第15条） P156, 157
- ⑤ 液化天然ガス自動車燃料装置用容器等による貯蔵の基準の追加（一般則第18条第3号） P227
- ⑥ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器等の移動の基準の追加（一般則第49条） P265
- ⑦ その他の移動（バラ積み）の基準の追加（一般則第50条） P266
- ⑧ 販売主任者の選任を必要とするガスの種類の一部削除（一般則第72条） P272
- ⑨ 保安検査の基準日の改正（一般則第79条第3項） P162
- ⑩ 例示基準の改正（2. 流動防止措置、22. 障壁、23. ガス漏えい検知警報設備及び設置場所、31. 防火設備） P279, 284, 289
- ⑪ 通達「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて」の改訂 P156～
- ⑫ 「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」が改正され「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」となったことに伴う事故の定義等の改訂（個別通達） P44, 45
- ⑬ 「液化石油ガス関係事故措置マニュアル」が改正され「液化石油ガス事故対応要領」となったことに伴う改訂（個別通達） P45
- ⑭ その他、表現の変更、用語の統一、統計値等の更新、Coffee Breakの差替え、修正、索引の修正等

(2) その他法令等に関する変更内容

- ① 各ガスの「毒性の指標」について最新のデータに修正（米国産業衛生専門官会議及び日本産業衛生学会の許容濃度） P49～
- ② 計量法施行令の改正（施行令第2条、第5条） P342～
- ③ 指定添加物の追加（食品安全衛生法規則第12条別表1） P328
- ④ KHK「保安検査基準」改定に伴う修正（高圧ガス保安協会基準） P161
- ⑤ 通行制限のあるトンネル例の修正（独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構） P345
- ⑥ 工業標準化法の改正により「日本工業規格」から「日本産業規格」に改正 P282, 283
- ⑦ その他、表現の変更、統計値、イラスト等の修正等

以上